

# 令和3年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年11月25日（木曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時48分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室
- 4 出席委員 19名  

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹  
北田主査 稲場主査 長根主査  
石山主任 須賀主任 荒主任  
遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 16番・清水 利秋 17番・石尾 卓也
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 議案第5号 農地・非農地の判断について
  - (6) 議案第6号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、19名全員でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 16番清水委員、17番石尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから発言願います。
- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
- 事務局（北田 主 査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし7ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転が6件、使用貸借権の設定が2件の合計8件で、地区の内訳は所有権移転が永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、使用貸借権の設定が東鷹栖地区2件となっております。
- 内容でございますが、番号1番ないし5番は、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件、番号6番は譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件、番号7番及び8番は認定農業者が新規に法人を設立し、経営を移管したことに伴う借主変更案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし8ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の9ページを御覧ください。  
本件の転用目的は、甲種農地において、農業用資材置場を設置するものであります。続いて、議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。  
申請地はJR東旭川駅から南へ約4.3kmに位置します。  
次に、資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。  
申請地には車輛停車場、作業場所、コンテナ設置場所、資材置場、駐車場及び通路が設置される計画です。  
審査の内容につきましては、資料11ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。  
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページないし15ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が8件、賃貸借による利用権設定が2件でございます。  
地区別の内訳でございますが、所有権移転につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区3件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区2件となっており、利用権設定につきましては、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。  
集積面積は所有権移転が26.4ha、利用権設定が5.1ha、合計31.5haでございます。

なお、議案に記載される面積ですが、所有権移転や利用権設定においては、御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後報告があります、農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。したがって、賃貸借契約の解約後に同一の農地について所有権の移転を行う場合でも、登記面積の修正や内地番の見直しなどにより、面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

続きまして内容でございますが、所有権移転の番号1番は農地保有合理化事業による北海道農業公社への売り渡し、番号2番は同じく農地保有合理化事業による北海道農業公社からの買い入れ、番号3番ないし8番は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

利用権設定の2件につきましては、番号1番が期間満了による再設定案件、番号2番が稼働力不足による新規貸付案件でございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページないし19ページでございます。  
東鷹栖地区で2件、永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

---

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (石山 主任) 事務局。  
日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページでございます。  
今年度、農地利用状況調査において農地の現況調査を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。  
御審議いただく土地は、東鷹栖地区の1件で、面積は約2.1haとなっております。  
なお、表の中ほどにあります、荒廃農地調査分類ですが、再生利用が可能な荒廃農地についてはA分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地についてはB分類となります。  
農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。  
以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) 発言がありませんので、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定をいたします。

---

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第6議案第6号「農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (石山 主任) 事務局。  
日程第6議案第6号「農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページない

し27ページでございます。

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、農地法第32条第1項第1号もしくは第2号の遊休農地に該当する場合、利用意向調査の実施が必要となります。

本年8月に各地区協議会において実施した農地利用状況調査の中で、第2号の遊休農地と判断した農地がありますので、利用意向調査を実施したいと考えております。

御審議いただく土地は東鷹栖地区2件、永山地区3件、江神地区2件、西神楽地区3件、東旭川地区2件、計12件で、合計面積は約19.8haとなっております。

なお、表の中ほどにあります、第32条第1項の第1号、または第2号に該当するかの記載ですが、第1号の遊休農地とは、農地に対して現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことを、第2号の遊休農地とは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地のことを示しております。

今後の事務の流れにつきましては、利用意向調査を行い、所有者から回答を得た場合は、その回答内容に基づき、農地の利用関係の調整を図ることになります。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第6号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第6号についても「異議なし」と認め、利用意向調査を実施することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（須賀主任）

事務局。

日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページないし33ページでございます。

本件につきましては合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で1件、西神楽地区で

2件，東旭川地区で3件となっております。

届出の内訳としましては，全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき，事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問などはございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは，報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（荒 主 任） 事務局。

日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは35ページないし39ページでございます。

本件につきましては，農地の賃貸借に係る合意解約の通知が，東鷹栖地区で1件，永山地区で3件，江神地区で1件，西神楽地区で1件，東旭川地区で2件ございました。

これらにつきまして，旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき，農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がありませんので，報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第9報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが，これにつきましても，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長 根 主 査） 事務局。

日程第9報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の41ページを御覧ください。

本件につきましては、永山地区で2件、江神地区で2件、東旭川地区で6件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件、審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を閉会いたします。